

処遇改善手当支給規定

有限会社マミーホーム

介護職員処遇改善加算の賞与による支給方法について

2022年4月1日より、介護事業所介護職員の処遇改善加算の賞与支払い方法を、下記の通り取扱いますので、対象職員の方へご周知願います。

— 記 —

1. 介護職員処遇改善加算金

■処遇改善手当…年3回

4月、5月、6月、7月分を8月末日に賞与として支給

8月、9月、10月、11月分を12月末日に賞与として支給

12月、1月、2月、3月分を4月末日に賞与として支給

■介護福祉士手当を支給する。(1時間30円～50円)

2. 処遇改善加算対象事業所

対象事業所は、次の4事業所とする。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① デイサービス松島マミーホーム | ② スマイルマミー |
| ③ デイサービス梅の宮マミーホーム | ④ グループホーム梅の宮マミー |

3. 給与時の取扱い

処遇改善手当として、対象要件を満たす職員へ支給する。

■対象要件

次の①～③の要件を全て満たす者

① 2の対象事業所に所属する者

② 主に介護業務に従事する者

③ 支給月の末日に在籍している者

■支給金額…法人規定（勤務時間、介護福祉士資格の有無、勤務個別評価、送迎、レク等の運転、土日祭日の出勤日数、役職等）による。

■中途採用者・休職者・所属異動者・雇用形態変更者については、勤務時間を計算して支給する。

■対象となる月の勤務時間の合計により算定する。年休・特別休暇・欠勤・有給の取扱いについては、控除対象とする。

■パート職員に関しては、時給に処遇改善手当として加算することとする。支給額は、法人規定（勤務時間、介護福祉士資格の有無、勤務個別評価、送迎、レク等の運転、土日祭日の出勤日数、役職等）による。

4. この規定は、令和4年4月1日より施行する。